

兵庫県福祉サービス第三者評価  
評価結果報告書

施設名 : 佐用町立佐用保育園  
( 保育所 )

評価実施期間 2017年10月2日 ~ 2018年3月31日

実地(訪問)調査日 2018年1月11日

2018年8月1日

特定非営利活動法人  
播磨地域福祉サービス第三者評価機構



様式第1号

兵庫県福祉サービス第三者評価の結果

① 第三者評価機関名

特定非営利活動法人 播磨地域福祉サービス第三者評価機構

②施設・事業所情報

名 称 : 佐用保育園		種別 : 公立保育所		
代表者氏名 : 諏訪 一恵		定員 (利用人数) :	130名	
所在地 : 〒679-5305 兵庫県佐用郡佐用町長尾905-9番地				
TEL : 0790-82-2946		ホームページ : http://www.town.sayo.lg.jp/cms-sypher/www/section/detail.jsp?id=3121		
【施設・事業所の概要】				
開設年月日 : 平成26年4月1日				
経営法人・設置主体 (法人名) : 佐用町				
職員数	常勤職員 :	18名	非常勤職員 : 10名	
専門職員	(専門職の名称)			
	園 長	1名		
	主任保育士	3名		
	保育士	12名		
	パート保育士	0名	8名	
	調理員	2名	2名	
施設・設備の概要	職員室		相談室	
	保育室	8室	教材庫	
	遊戯室		更衣室	2室
	調乳室		給食室	
	医務室		検収室	
	会議室		休憩室	

③理念・基本方針

【理念】 ○未来に向かってはばたく「夢」をはぐくむ保育・教育  
 【方針】 一人一人を大切にする保育  
 ・主体性を尊重する保育 ・環境を通して行う保育 ・保護者と共に行う保育

④施設・事業所の特徴的な取組

- 担当制保育を取り入れている。(未満児)
- わらべうた遊び、けん玉などの伝承遊びを取り入れている。
- 第三水曜日は、異年齢児保育を行っている。
- 環境保育に取り組んでいる。

⑤第三者評価の受信状況

評価実施期間	平成 29年 10月 2日 (契約日) ~ 平成 30年 3月 31日 (評価結果確定日)
受審回数 (前回の受審時期)	1 回 (平成 年度)

⑥総評

- ◇特に評価の高い点
- **各保育園との連携により佐用町としての保育の仕組みの構築に努められています。**  
行政として、現状分析によって佐用町全体での課題や問題点を明らかにし、今後の方向性として具体的に4項目に分けて取組を進めています。具体的な支援においては、町内の公立保育園の園長で構成する園長会において、職員の研修計画や各種マニュアルなどの検討が進められ、佐用町全体の保育の仕組みが整備されています。職員の移動が想定される公立保育所ではとても有効な方法であると感じました。
  - **地域資源をはじめ環境を通して行う保育が実践されています。**  
自然が豊かでゆったりとした環境と子どもが使いやすい建物設備のもと、小、中、高校など地域の教育機関をはじめ、子育て支援センターや地域づくり協議会等との交流や連携を通して、地域性や自然を取り入れた様々な経験を通じた取組を実施し、環境を通して行う保育が実践されています。
  - **「職員としてのこころえ」(マニュアル)と保育過程にもとづいて、子どもの発達段階に合わせた保育が展開されています。**  
保育園の理念や保育方針、目標にもとづいて、「職員としてのこころえ」と保育課程等に具体的な保育内容を示し、詳細な記録と計画にもとづいた保育が展開されています。特に子どもの発達段階に合わせ、けん玉などの伝承遊びを取り入れたり、集団でルールのある遊びをしたり、多年齢で過ごす時間を取り入れ、地域性や集団を通じた取組は、本保育園における特徴的な取組と感じました。

◇改善を求められる点

- **各保育園独自の事業計画を明確にし、体系的な事業運営の仕組みづくりが望まれます。**  
 社会の動向、組織の状況、利用者や地域のニーズ等の変化に対応するためには、町の計画だけではなく、それぞれの保育所の視点に立った計画が必要となってきます。今後は、利用者の状況や事業所運営における様々な側面を踏まえ、これからの事業に対して、各保育園独自の実施する福祉サービスの内容、組織体系、設備の整備、職員人材育成等を具体的に示した事業計画の策定が必要であると思われます。
- **一人ひとりの子どもの特性に応じた保育や取組を明確にしていくことが重要です。**  
 保育マニュアルや保育過程によって、各場面において保育の目的やねらいを明確にし、ベースとなる標準的（スタンダード）な保育方法を確立していますが、一人ひとりの子どもの特性に応じた保育や取組については、十分な仕組みが確立していません。特に、障害や家庭環境によって、特別な配慮や支援が必要な子供の保育について、カリキュラムや取組を明確にしていくことが大切です。
- **保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、改善に至るまでの手順を明確にし、PDCAサイクルを確立していくことが重要です。**  
 昨今、人材育成基本方針をはじめ、基本的な保育の手引きマニュアルの整備や保育記録の見直し等、業務の改善が図られており、多様な事業が展開されていることがうかがえます。今後は、保育の質の向上を目的とした自己評価を取り入れるなど、多様な業務についての評価から見直しに至るまでの手順を明確にすることによって、PDCAサイクルを確立していくことが重要です。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価結果を受審し、身の引き締まる思いがしました。  
 今後、指導いただいた点をより明確にし、保育実践の振り返りに心がけるなどして、保育の質を高めていきたいと思っております。また、職員にも結果の周知徹底を図り、意識づけしていきます。ありがとうございました。

⑧各評価項目に係る第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目について、判断基準(a・b・cの3段階)にもとづいた評価結果を表示する。  
 ※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・(b)・c
<コメント> ○ 理念・基本方針は佐用町ホームページや入園の手引き、しおりに記載しており、保育園には、保育方針が掲げられ、園長会や会議等で職員に周知するとともに、保護者会総会・入園説明会を通して保護者に周知しています。 ○ 今後は、佐用町の子育て支援の理念と保育園における保育の理念の周知状況を確認し、継続的な取組を行っていくことが望まれます。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・(b)・c
<コメント> ○ 子ども・子育て支援事業計画には、佐用町における現状、地域の利用者のニーズも分かりやすく明示しています。 ○ 今後は、保育園の利用状況についての動向を把握し、現在の保育園の運営状況を明らかにしていくことが望まれます。		
③	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	(a)・b・c
<コメント> ○ 佐用町全体での課題や問題点は現状分析によって明らかにし、今後の方向性として具体的に4項目に分けて取組を進めています。 ○ 今後は、保育園独自の課題を明らかにしていくことによって、より改善に向けた取組を進めていくことが期待されます。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I-3-(1)-①中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	(a)・b・c
<コメント> ○ 「佐用町子ども・子育て支援事業計画」を中・長期の計画として位置づけ、基本目標として4項目を掲げ、その成果を分かりやすく明示するとともに、必要に応じて見直しが行われています。 ○ これらの計画をもとに、保育園独自の中・長期的なビジョンを明確にしていくことを期待します。		

5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・(b)・c
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 佐用町全体では年度計画を立てて評価していますが、保育園独自では行事計画と研修計画しかなく、事業計画の策定には至っていません。</li> </ul>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・(b)・c
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子ども・子育て支援事業計画は、代表園長が参画のもと、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて、定期的に評価され見直しが行われています。</li> <li>○ 今後は、事業計画の策定にあたって、より多くの職員が参画できる仕組みを検討されることが重要です。</li> </ul>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a・(b)・c
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業計画は、保育園に関する部分を抜粋した佐用町保育方針を作成し、保護者会を通じて配布して周知を図っています。</li> <li>○ 今後は、事業計画について、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の具体的な方法の確立が望まれます。</li> </ul>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・(b)・c
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 佐用町人事評価制度にもとづき「人事評価シート」を作成し、その目標達成に向けて保育の質の向上に取り組んでいることがうかがえました。また、定期的に自己評価を実施し、質の向上に向けた取組を行っています。</li> <li>○ 今後は、評価結果を踏まえた新たな取組を明確にし、実施していくことを期待します。</li> </ul>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・(b)・c
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人事評価制度にもとづき、園の目標、取り組むべき課題を明確にし、職員間で共有しています。</li> <li>○ 今後は、評価結果にもとづいて、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みを構築していくことが望まれます。</li> </ul>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 園長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・(b)・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 園長は、職員会議や日常業務の中で、園長の役割と責任について表明されており、広報誌に明記されています。</li> <li>○ 今後は、園長の役割と責任について、有事（災害、事故等）における園での権限委任等を明確にしていくことが望まれます。</li> </ul>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・(b)・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 園長は遵守すべき法令の把握に努められ、取引事業者、行政関係者と適正な関係を保持していることがうかがえます。</li> <li>○ 今後は、園長として保育所の遵守すべき法令について整理され、職員に周知していくことが望まれます。</li> </ul>		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・(b)・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 園長は、保育の質について、自ら評価を行うとともに、組織目標シートに改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮していることがうかがえます。</li> <li>○ 今後は、職員の意見を反映するための具体的な取組を行う事で、保育の質の向上に向けた体制づくりが望まれます。</li> </ul>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a・(b)・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公立施設のため、運営状況については町で一括管理されており、町として改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析に取り組んでいます。</li> <li>○ 今後は、更に園内での働きやすい環境整備や業務改善の活動にも取り組まれることが望まれます。</li> </ul>		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・(b)・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今年度、佐用町としての人材育成基本方針が策定され、それにもとづいた人材の育成が図られています。</li> <li>○ 今後は、保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画を策定していくことが重要です。</li> </ul>		



15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・(b)・c
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 佐用町において、人事基準が定められ、人材育成基本方針に保育士の心構えとして期待する職員像を明確にし、それにもとづいて人事評価制度が導入されています。</li> <li>○ 今後は、今年度から進められている人事制度が定着することによって、さらに人事計画、人事考課、研修が一体となった総合的な仕組みづくりとなることを期待します。</li> </ul>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・(b)・c
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 町の総務課において、有給消化、時間外労働などの就業状況を把握し適切な労務管理を行っています。福利厚生に関しては、佐用町の職員互助会や組合に応じて、様々な事業が実施されており、年間を通して利用できる仕組みが確立しています。</li> <li>○ 職員の健康診断の際にストレスチェックを行っており、職員に結果を通知して心身ともに健康・安全に努めていることがうかがえます。</li> <li>○ 今後は、保育園の特性に配慮し、専門職の確保、定着の観点から、働きやすい職場づくりに関する取組に期待します。</li> </ul>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	(a)・b・c
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 佐用町職員人材育成基本方針に「めざす職員像」が記載され、人事評価制度において、職員一人ひとりに応じた目標を設定し、達成状況など面談を行い確認する取組が進められています。</li> <li>○ 今後は、これらの職員の育成に関する仕組みが定着していくことに期待します。</li> </ul>		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・(b)・c
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 佐用町職員人材育成基本方針に「めざす職員像」が記載され、園長会において外部研修を含めた職員の研修計画を策定され、教育・研修が実施されています。また、研修カリキュラムは、年齢別カリキュラム会で評価・見直しを行っています。</li> <li>○ 今後は、基本方針や計画の中に、保育園が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示することが望まれます。</li> </ul>		
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a・(b)・c
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 佐用町全体で、研修計画にもとづいて、職員の経験や習熟度に配慮し研修の場を設け、職員一人ひとりの研修の機会を確保しています。</li> <li>○ 今後は、個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を明確にしていくことが期待されます。</li> </ul>		

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・(b)・c
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実習生受入れマニュアルを整備し、実習の意義や基本姿勢を明記しています。また、保育士養成校と連絡を取り、意見交換のもと園児の年齢別の実習プログラムを作成し、全クラスの観察実習が行われています。</li> <li>○ 今後は、実習を指導する職員に対しての研修の充実が望まれます。</li> </ul>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・(b)・c
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 町のホームページにて、保育園の基本的な情報を公開しています。また、地域生徒指導部会など地域、関係機関等に保育園の理念、方針の説明に努めています。</li> <li>○ 今後は、運営の透明性を確保するために、情報公開の仕組みを明確にしていくことが重要です。</li> </ul>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・(b)・c
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 佐用町としての経理、取引に関するルールが適用され、事務分掌表において、責任と権限が明確になっています。</li> <li>○ 今後は、定められた運営のためのルールや仕組みについて、職員に周知していくとともに、透明性を確保するためのチェックする仕組みを明確にしていくことが望まれます。</li> </ul>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・(b)・c
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域情報のチラシを配布したり、佐用地域の鯉のぼり作り、江川地域の七夕会、ふれあい農園などを保育園行事に取り入れて、地域との交流を行っています。</li> <li>○ 今後は、地域との関わり方について基本的な考え方を文書化して、地域における保育園の位置づけをより明確にしていくことを期待します。</li> </ul>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	a・(b)・c
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ボランティア受入れに関するマニュアルを作成し、ボランティアの意義や受入れ手順を明文化しています。また、中学校のトライやる・高校のインターンシップを受入れるなど学校教育に協力していることがうかがえました。</li> <li>○ 今後は、ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援が行われることを期待します。</li> </ul>		

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・(b)・c
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子ども、保護者支援のための関係機関、団体をリストアップし、連絡先を一覧にしています。また、関係機関との定期的な連絡会として保小中連携に取り組み、巡回相談、ケース会議、療育相談などの会議をもち、子ども、保護者のケアに取り組んでいます。</li> <li>○ 今後は、関係する社会資源など関係機関・団体との連携について、職員に周知していくことを期待します。</li> </ul>		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4-(3)-① 保育所が有する機能を地域に還元している。	a・(b)・c
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ファミリーサポートセンターへ出向き「ほめて育てる教室」の講師を務め、また、地域づくり協議会に参加し、専門性や特性を生かした地域貢献をしています。</li> <li>○ 園庭開放や子育て支援サークルへの支援など、地域への取り組みを明確にしていくことが望まれます。</li> </ul>		
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・(b)・c
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指導部会で民生委員と連携し、地域の情報把握に努めています。</li> <li>○ 今後は、保育所のある地域に必要な社会資源や福祉ニーズを整理され、それにもとづいた取組を計画していくことが望まれます。</li> </ul>		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・ <b>(b)</b> ・c
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育過程に社会的責任として、人権尊重を掲げるとともに、職員のマニュアル内で人権を配慮した保育として標準的な基本姿勢を制定し、実践しています。また、佐用町人権教育協議会、人権の公開保育に参加し、人権に関する学習を行っています。</li> <li>○ 今後は、人権への配慮に関しての定期的な状況把握・評価をするとともに、子どもが互いに尊重する心を育てるための具体的な取組を明確にしていくことが望まれます。</li> </ul>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	a・ <b>(b)</b> ・c
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ プライバシー保護に関するマニュアルや児童虐待マニュアルを作成し、権利擁護に配慮した保育を職員に周知しています。また、トイレなど設備面においてもプライバシーの保護に配慮している事例がうかがえました。</li> <li>○ 今後は、保育園でプライバシー保護等の権利擁護に不適切な事案が発生した場合の対処方法、手順を整備していくことが重要です。</li> </ul>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-①利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a・ <b>(b)</b> ・c
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 理念や保育方針が明記されたパンフレットを町役場等に設置することによって、必要な情報を提供しています。また、利用希望者には図や絵を使い、入園までに準備するものも分かりやすくまとめた「入園の手引き」やパワーポイントを用いて丁寧な説明に努めていることがうかがえました。</li> <li>○ 今後は、提供する情報について定期的に見直していくことを期待します。</li> </ul>		
31	Ⅲ-1-(2)-②保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a・ <b>(b)</b> ・c
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育の開始及び保育内容の変更時は、入園の手引きを利用して十分な説明を行い、同意を得ています。また、変更の際は再度その内容が記された申請書を出してもらうことによって確認を行っています。</li> <li>○ 今後は、視覚や聴覚に障害がある方、外国人の保護者への対応について、検討していくことを期待します。</li> </ul>		

32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a・b・ <b>③</b>
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引っ越し等で転園する場合は、保育所児童保育要録で情報提供をすることとしていますが、現在まで退園者はなく、取組は確認出来ませんでした。</li> <li>○ 今後は、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定め、利用終了後も相談できる窓口をより明確にしていくことが重要です。</li> </ul>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・ <b>②</b> ・c
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保護者会役員会において、意見を聞いたり、行事の後のアンケート調査を実施して、利用者満足度の把握が行われています。</li> <li>○ しかし、現在は、子どもの成長や保育について話すことが主であり、今後、利用者満足について把握するための調査等、具体的な取組が重要です。</li> </ul>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・ <b>②</b> ・c
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 意見提案（苦情）に関する対応マニュアルを整備され、第三者委員をはじめ、苦情解決の体制を整備しています。また、保護者からの意見や苦情がある場合は苦情処理簿に記入し、対応していることがうかがえました。</li> <li>○ 今後は、苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、さらに苦情や意見・要望が保護者より出しやすい工夫が望まれます。</li> </ul>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a・ <b>②</b> ・c
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ プライバシーに配慮した相談室を設置し、相談しやすい環境を整備されています。</li> <li>○ 今後は、園内のみならず園外の多様な相談など、相談方法を明示していくことが望まれます。</li> </ul>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・ <b>②</b> ・c
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相談も苦情と一緒に処理する仕組みとなっており、意見提案（苦情）に関する対応マニュアルを整備し、記録の方法や報告の手順等を定め、対応しています。</li> <li>○ 今後は、アンケートの実施等、更に保護者の意見を積極的に把握する取組を明確にしていくことを期待します。</li> </ul>		

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・(b)・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事故発生、環境整備マニュアルを整備し、事故発生時の対応と安全確保の点検の方法が定められています。また、ヒヤリハット報告書によって、安全を脅かす事例の収集が行われています。</li> <li>○ 今後は、収集した事例をもとに発生要因の分析を行い、今後の改善に向けた取組を明確にしていくことが望まれます。</li> </ul>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・(b)・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 感染症予防、発生時対応については、感染症対策標準マニュアルが整備されており、感染症が発生した時は、保護者に注意喚起がなされています。</li> <li>○ 今後は、担当者等を中心にして、園内において定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催していくことが望まれます。</li> </ul>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。	a・(b)・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 佐用町として、保育園防災対策マニュアルを整備し、火災にとどまらず、風水害、不審者対応など様々な場面での対応が定められています。また、水や一時的な食糧が備蓄されており、年間の避難訓練計画を作成し、実施されています。</li> <li>○ 今後更に安否確認の方法について、すべての職員への周知を進めていくことを期待します。</li> </ul>		
40	Ⅲ-1-(5)-④ 食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知している。	(a)・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 衛生管理マニュアルを整備し、食中毒に関する予防と対策が定められ、職員会議にて周知を図っています。また、研修会、職員会議で、マニュアルの内容を精査し、見直していることがうかがえます。</li> <li>○ 今後は、食中毒が起こった場合の対策について、更に充実させていくことが期待されます。</li> </ul>		
41	Ⅲ-1-(5)-⑤ 不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知している。	a・(b)・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 不審者対応マニュアルを整備し、警察署と連携して、ホットラインのテストや不審者対応の訓練を実施しています。</li> <li>○ 今後は、マニュアルの内容を精査し、見直していくことが望まれます。</li> </ul>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
42	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a・(b)・c
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育の標準的な実施方法については、「職員としてのこころえ」としてまとめられ、職員会議や園内研修等を通じて、周知されるとともに年度初めに見直しが行われています。</li> <li>○ 今後は、保育の標準的な実施方法に、プライバシーの保護など権利擁護に関わる姿勢を明示していくことが期待されます。</li> </ul>		
43	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・(b)・c
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「職員としてのこころえ」については、園内研修等を通じて年度初めに見直しをされており、定期的に改訂を行うこととなっています。</li> <li>○ 今後は、標準的な実施方法の見直しにあたって、職員間での提案や保護者等からの意見を取り入れ、共通理解を図っていく取組を期待します。</li> </ul>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
44	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a・(b)・c
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 3歳児未満には、主任保育士のもと一人ひとりの子どもの実態に即した個別計画を立て、保育の実施にあたっています。3歳児以上については、保育課程をもとに各年齢の年間指導計画を作成し、月案、週案、日案において、個別の目標や配慮を明記して保育につないでいます。</li> <li>○ 今後は、保護者の意向をはじめ、子どものニーズを把握するための体系だったアセスメントを実施することによって、より子どもの実態に即した保育を展開されることが望まれます。</li> </ul>		
45	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a・b・(c)
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 月案・週案・日案の検討や評価はうかがえますが、指導計画の見直しについての手順や組織的な仕組みが定められていません。今後は、定期的に指導計画の評価・見直しを行う仕組みの構築が重要です。</li> </ul>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
46	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a・(b)・c
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童票に子どもの発達状況や生活状況が詳細に記録されています。また、園内研修において担任同士で話し合いをし、文章の書き方など記録の標準化や情報の共有に努められています。</li> <li>○ 今後は、指導計画にもとづいた記録の充実を図られるとともに、情報の分別や必要な情報が的確に届くよう、園内での情報共有に工夫が望まれます。</li> </ul>		

47	Ⅲ-2-(3)-②子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・ <b>b</b> ・c
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 佐用町の文書管理規定及び個人情報規定マニュアルにより、ファイル基準表に保存期間が設定されています。それぞれのファイルの表紙に保存年月を記載し、個人ファイルは職員室の鍵のかかるロッカーに保管されています。</li> <li>○ 今後は、記録や情報に関して、不適正な利用や漏えいがあった場合の対応方法について、明確にしていくことが重要です。</li> </ul>		



評価対象A 実施する福祉サービスの内容

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育課程の編成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標にもとづき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	a・(b)・c
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	(a)・b・c
A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a・(b)・c
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a・(b)・c
A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	(a)・b・c
A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	(a)・b・c
A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	(a)・b・c
A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開がされるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	(a)・b・c
A⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・(b)・c
A⑩	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・(b)・c
A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画にもとづく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	(a)・b・c
A-1-(3) 健康管理		
A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a・(b)・c
A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	(a)・b・c
A⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。	a・(b)・c
A-1-(4) 食事		
A⑮	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	(a)・b・c
A⑯	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a・(b)・c

特記事項

- 児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針にもとづいた保育過程を編成し、年齢に応じた子どもの目標を立てて、保育にあたっています。
- 自分の気持ちがうまく伝えられない子どもには、声かけの回数を増やし、気持ちを押し量って口添えをするなどの配慮が行われています。
- 会話などから興味がある事ややりたいことを把握し、適した遊具を選んで渡したり、いろいろなおもちゃを工夫して、子どもが主体的に活動できる環境を整備しています。
- 乳児に応じた、清潔で落ち着いたスペースを整備するとともに、担当の保育士を決め、より密な関わりを持つことで愛着関係を築いています。
- 子どもの発達段階に合わせ、わらべうた遊び、けん玉などの伝承遊びを取り入れたり、集団でルールのある遊びをしたり、多年齢で過ごす時間を取り入れ、地域性や集団を通した取組は、本保育園における特徴的な取組と感じました。
- 就学先の小学校と連携し、先生が見学を訪れたり、保健師も含めて話し合いを持つなど、保護者の不安に対処するシステムがあり、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる取組が行われています。
- 保育過程を作成する過程において、子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの特性を明示し、家庭及び地域の実態を明確にしていくことが望まれます。
- 今後は、障害や家庭環境によって、特別な配慮や支援が必要な子供の保育について、カリキュラムや取組を明確にしていくことを期待します。

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A⑰	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	Ⓐ・b・c
A-2-(2) 保護者等の支援		
A⑱	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a・Ⓑ・c
A⑲	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a・Ⓑ・c

特記事項

- 日常的には、子どもの送迎時や連絡帳を活用して、定期的に、個人懇談や参観日を利用して、家庭との連携が図られています。
- 保護者が安心して子育てができるよう、早朝保育や延長保育、一時預かりを実施しています。
- 児童虐待防止マニュアルを整備し、気になるケースがある場合は、個人懇談や連絡帳で家庭との連携を積極的にはかることで、虐待の予防に努めています。
- 町の保健師からの助言や巡回相談での話し合い、園医からのアドバイス等、相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えています。
- 今後は、保育園独自の取組として、子どもの保育に関するだけでなく、家庭事情も含めた子育て支援の相談を充実させていくことを期待します。

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A⑳	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a・ <b>b</b> ・c

特記事項

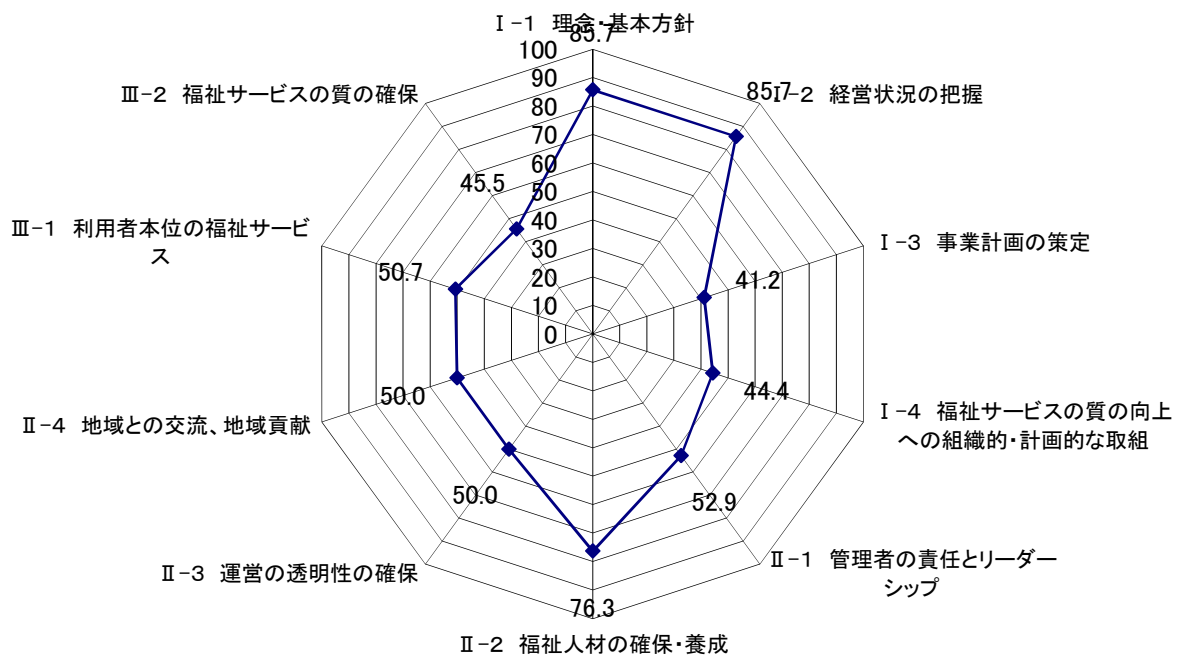
- 保育実践の振り返りは月案・週案の立案時に行われ、保育実践の改善に努められていますが、個々の保育士による主体的な自己評価（振り返り）を定期的には実施していません。今後は、保育の質の向上を目的とした自己評価を取り入れることにより、保育実践の改善や専門性の向上を図っていくことが望まれます。

## 各評価項目に係る評価結果グラフ

### I～III 達成度

	判断基準		達成率(%)
	基準数	達成数	
I-1 理念・基本方針	7	6	85.7
I-2 経営状況の把握	7	6	85.7
I-3 事業計画の策定	17	7	41.2
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組	9	4	44.4
II-1 管理者の責任とリーダーシップ	17	9	52.9
II-2 福祉人材の確保・養成	38	29	76.3
II-3 運営の透明性の確保	8	4	50.0
II-4 地域との交流、地域貢献	26	13	50.0
III-1 利用者本位の福祉サービス	73	37	50.7
III-2 福祉サービスの質の確保	33	15	45.5
I～III合計	235	130	55.3

### I～III 達成度



A 達成度

	判断基準		達成率(%)
	基準数	達成数	
1-(1) 保育課程の編成	5	4	80.0
1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	64	56	87.5
1-(3) 健康管理	17	9	52.9
1-(4) 食事	15	11	73.3
2-(1) 家庭との緊密な関係	4	4	100.0
2-(2) 保護者等の支援	13	11	84.6
3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)	6	1	16.7
A合計	124	96	77.4
総合計	359	226	63.0

